

## 平成30年度 公1事業体系(川崎市国際交流協会事業)

### I 諸外国の情報及び資料の収集・提供事業

- 1 情報サービス事業
  - ハローかわさき発行事業
  - ホームページによる情報提供事業

### II 市民レベルでの国際交流に関する事業

- 1 国際交流事業
  - ウーロンゴン大学等川崎研修の受入れ事業
  - 川崎市民交流団の派遣
- 2 行事開催事業(主催公演事業)
  - インターナショナル・フェスティバルの開催事業
  - 多文化共生推進イベント
- 3 講座・研修の開催事業
  - 地球市民講座
  - 各種語学講座の開催
  - ボランティア研修会
  - 外国人市民のための講座
  - ふれあい交流会事業
- 4 調査・研究事業
  - 調査研究事業
- 5 外国人留学生修学奨励金支給事業
  - 外国人留学生修学奨励金助成事業

### III 民間国際交流団体及びボランティア育成事業

- 1 民間交流団体補助金の交付事業
  - 補助金の交付
  - 国際交流民間団体の育成、支援
- 2 ボランティア活動推進事業
  - ボランティア活動支援
  - 国際理解教育支援

### IV その他事業

- 1 協会の設置目的に沿った事業
  - インターンシップ受入

## I 諸外国の情報及び資料の収集・提供事業

### 1 情報サービス事業

#### (1)ハローかわさき発行事業

市内在住の外国人市民に向けて、多言語情報紙「ハローかわさき」を作成し市内の各公共施設等に配布する。

ア 情報紙：「ハローかわさき」

イ 発行：2ヶ月毎に年6回、6言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）及びやさしい日本語

ウ 配布先：市内公共機関、市内日本語学校、県内国際交流協会関連施設等

#### (2)ホームページ等による情報提供事業

協会ホームページの充実を図るとともに、各種事業、イベント、講座、ボランティア活動等の情報収集・発信を行う。

## II 市民レベルでの国際交流に関する事業

### 1 国際交流事業

#### (1)ウーロンゴン大学等川崎研修の受入れ事業

ウーロンゴン大学等の川崎研修（日本語研修）においてホームステイによる受入れを行い、市民交流を推進する。

ア 期間：平成31年1月中旬～下旬（約2週間）

イ 受入れ家庭：15家庭程度

#### (2)川崎市民交流団の派遣

市民レベルでの友好親善を促進するため、川崎市と姉妹都市提携30周年となるオーストラリア・ウーロンゴン市へ市民交流団を派遣する。

ア 派遣先：オーストラリア・ウーロンゴン市他

イ 時期：平成30年10～11月（6日間程度）

ウ 対象：市内在住・在勤・在学の方

エ 募集人数：20名程度、参加費自己負担

### 2 行事開催事業(主催公演事業)

#### (1)インターナショナル・フェスティバルの開催事業

市民と外国人との相互理解と友好親善を深めるとともに、市内の民間交流団体等の活動を広く紹介するため、国際交流センターを会場に、各国大使館等にも参加を要請し交流イベントを開催する。

ア 内容：オーストラリア・ウーロンゴン市特別展、世界の文化紹介、市民と外国人との交流イベント、市民参加事業、世界の料理（模擬店）及び民芸品等の販売、活動団体の紹介など

イ 方法：かわさき国際交流民間団体協議会と共催

地域ならびに関係機関・団体等と連携・協力し、実行委員会を組織して開催する。

ウ 時期：平成30年7月8日（日）

#### (2)多文化共生推進イベント

地域における多文化共生推進のため、外国人と共に考えるイベントを行う。

ア 時期：平成30年11月頃

イ 場所：川崎市国際交流センター

ウ 対象：市民等 100人

エ 参加費：有料

### 3 講座・研修の開催事業

#### (1)地球市民講座(共催)

貧困や飢餓、気候変動など地球規模の課題について、市民レベルで何が出来るかを考える講座を共催で実施

- ア 主 催： かわさき国際交流民間団体協議会
- イ 時 期： 平成31年3月
- ウ 対 象： 市民等70名
- エ 受講料： 無 料

#### (2)各種語学講座

市民レベルでの国際交流推進に資するため、市民に外国語を学ぶ機会を提供する。また、夏・春休みを利用した子ども外国語（英語・フランス語等）教室を開催する。

- ア 言 語： 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、等
- イ 実 施： 年間1～2期開催（前期4月～9月、後期10月～3月）、各言語とも12～18回  
子ども語学教室は英語、フランス語等、各言語とも夏と春、各全3回
- ウ 対 象： 市民等、各言語25名 1～2クラス 子ども教室は15名
- エ 受講料： 有 料

#### (3)ボランティア研修会

協会登録ボランティアの活動を支援するために研修会を開催する。

- ア ボランティア活動支援のための研修会を実施
- イ やさしい日本語ボランティア研修会を実施
- ウ 国際交流・国際協力・多文化共生ボランティア養成

#### (4)外国人市民のための講座

##### ア 外国人のための生活情報講座

日本で生活する上で必要となる情報の提供（市営住宅申請手続き、子育て支援、小学校入学前事前説明会等）

- (ア) 実 施： 年間3～4回
- (イ) 対 象： 市民等 25人
- (ウ) 受講料： 無 料

##### イ 災害時の外国人支援事業

外国人市民の災害時の課題や防災訓練に参加する意義について考える。

- (ア) 実 施： 平成31年2月
- (イ) 対 象： 市民等 80人
- (ウ) 参加費： 無 料

##### ウ 高校進学ガイダンス通訳支援

外国籍等の中学生に向けた高校進学ガイダンスの通訳等を支援する。

- (ア) 実施：年1回
- (イ) 対象：外国籍等の中学生と保護者
- (ウ) 受講料：無 料

##### エ 学習支援

外国につながる子どもたちに向けて学習支援の場を提供する。

- (ア) 実施：週1回
- (イ) 対象：外国籍等の児童生徒
- (ウ) 受講料：無 料

#### (5)ふれあい交流会事業

市民の国際理解と外国人との友好親善を促進するため、世界の料理などを通じたふれあい理解交流会を開催する。

- ア 実 施： 外国人講師を中心とした料理講座などを通じた交流会（年間3回）
- イ 対 象： 市民及び市内在住の外国人、留学生等
- ウ 募集人数： 20名程度、参加費自己負担

### 4 調査・研究事業

#### (1)調査研究事業

外国人の暮らしを守る多文化共生のまちづくりに向けた調査研究を行う。

## 5 外国人留学生修学奨励金支給事業

### 外国人留学生修学奨励金支給事業

外国人留学生の経済的負担を軽減することにより修学環境の向上を図り、地域の国際化に貢献する留学生を育成する

- ア 支給者数 予算の範囲内
- イ 支給要件
  - ・ 出入国管理及び難民認定法に規定する「留学」の在留資格を有すること
  - ・ 住民基本台帳法の規定により川崎市に登録し、現に居住している
  - ・ 学校教育法に規定する大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程に在学していること
  - ・ 国費外国人留学生に該当しないこと
  - ・ 大学等から推薦を得られること
  - ・ 地域の国際化、特に川崎市の国際交流活動に参加または協力できること
- ウ 支給金額 年10万円/人（5万円を2回支給）
- エ 相談会 生活相談会(情報交換、交流)の実施

## Ⅲ 民間国際交流団体及びボランティアの育成事業

### 1 民間交流団体補助金の交付事業

#### (1)補助金の交付

市内の民間交流団体の国際交流活動を支援するために補助金を交付する。

- ア 海外プログラム（1件20万円以下）
- イ 国内プログラム（1件10万円以下）
- ウ 募集時期は、原則として年1回3月（予算状況によっては9月追加募集）
- エ 補助金審査委員会を開催し、交付団体及び交付金額を決定する。

#### (2)国際交流民間団体の育成、支援

国際交流民間団体の育成及び国際交流民間団体を実施する事業の広報やチラシの配布など、連携、協力して国際交流活動を支援する。

### 2 ボランティア活動推進事業

#### (1)ボランティア活動支援

市民レベルの国際交流の活発化に向け、各分野のボランティア登録の拡充と育成、活動に向けた支援を行う。

(通訳・翻訳ボランティア)

公的な機関からの依頼に基づき、通訳・翻訳業務を行う。（区役所通訳派遣事業にも対応する）

海外からの川崎市訪問団(者)に対する通訳業務を行う。

(ホームステイボランティア)

川崎市を訪れる外国人に対し、ホームステイの機会を提供し、異なる習慣や文化理解の促進を支援する。

(ホームビジットボランティア)

川崎市及び近隣在住の留学生に、異なる習慣や文化の理解を深めるため、日本家庭を訪問するホームビジットの機会を提供する。

(日本語講座ボランティア)

外国人を対象とした日本語講座において日本語学習支援を行う。

(国際理解教育支援ボランティア)

国際理解教育支援のため学校等で活動する。

(広報ボランティア)

協会広報紙の発行に当たり、やさしい日本語に翻訳したり編集作業に当たり広く啓発活動に協力する。

(保育ボランティア)

日本語講座等において、幼児を持つ学習者等が参加しやすいように、保育を行う。

(災害ボランティア)

災害が発生した際、協会や、自宅等で外国人に向けた情報の翻訳・通訳等を行う。

(一般ボランティア)

様々なイベント、事業の企画・運営、会場設営、受付等で活動する。

#### (2)国際理解教育支援

学校等に国際理解教育支援ボランティア等の派遣や民族衣装の貸し出しを行い、国際理解教育の支援を行う。

## Ⅳ その他の事業

### 1 協会の設置目的に沿った事業

#### (1) インターンシップ受入

## 平成30年度 公2事業体系 (川崎市国際交流センター事業)

### I 情報収集・提供事業

- 1 図書・資料室の運営 ————— 図書・資料室の運営
- 2 ロビー等の運営 ————— ロビー、ギャラリー等の運営
- 3 ホームページの管理・運営 ————— ホームページの管理・運営
- 4 川崎市の魅力発信ページの管理・運営 ————— 魅力発信ページの管理・運営

### II 広報出版事業

- 広報出版事業 ————— 国際交流センターだより等の発行

### III 研修事業

- 1 日本語講座事業 ————— (日本語講座)  
——— 特別講座  
——— 研修
- 2 国際理解講座事業 ————— 国際文化理解講座、グローバルセミナー  
——— 外国語による国際理解講座
- 3 ボランティア養成事業 ————— 観光ボランティア通訳セミナー  
——— 災害時通訳ボランティア整備セミナー  
——— プロボノによる多文化共生社会推進事業

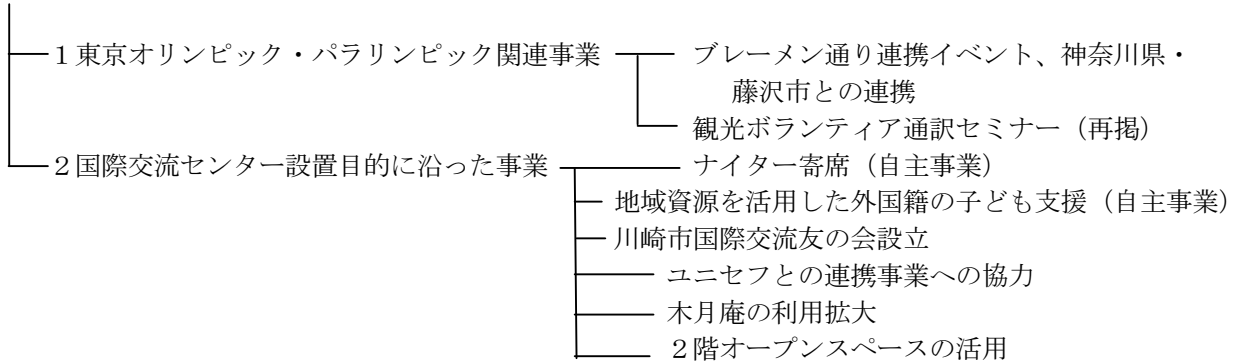
### IV 国際交流促進事業

- 1 国際交流事業 ————— 日本語スピーチコンテストの開催  
——— 多文化映画会  
——— 魅惑の音楽紀行
- 2 留学生等の川崎にゆかりのある人材の活用 ————— 外国人留学生交流事業
- 3 外国人のための「生活にほんごサロン」
- 4 日本語を母語としない生徒のための高校進学ガイダンス(進学相談会)の開催
- 5 とともに学ぶ日本語支援事業 (文化庁事業) (自主事業)

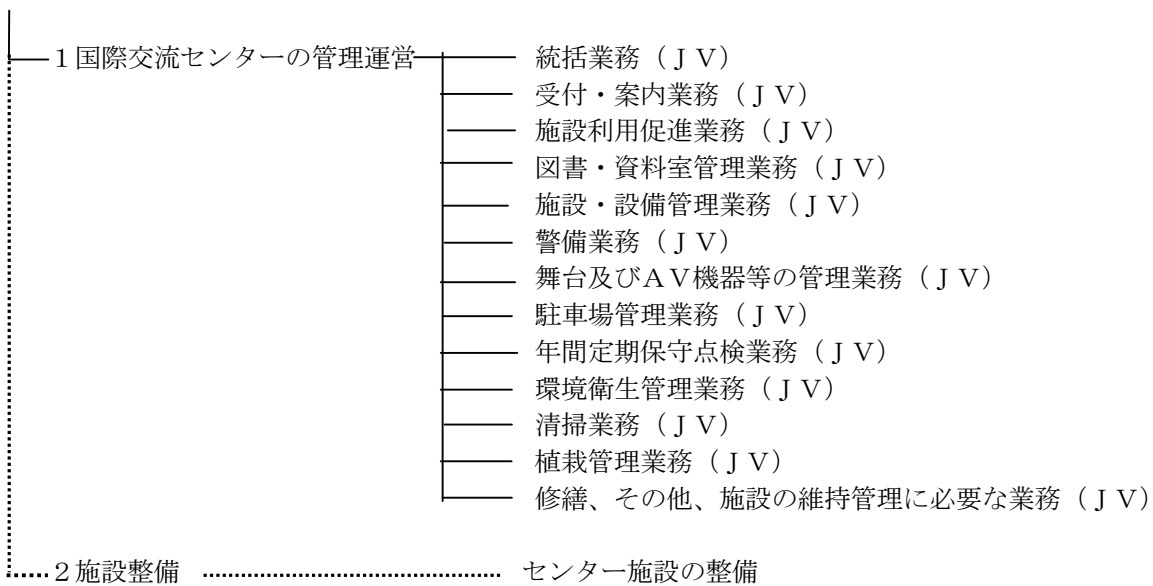
### V 外国人相談事業

- 1 外国人相談事業 ————— 外国人窓口相談事業 (外国人市民の日常生活相談)  
——— 相談支援 (専門相談会、相談員研修等)

## VI その他の事業



## VII 施設運営及び維持管理業務



## I 情報収集・提供事業

### 1 図書・資料室、情報ロビーの運営事業

#### (1) 図書・資料室の運営

- ア 書籍、資料、新聞、専門誌、ビデオ、DVDなど、国際交流関係図書等の充実を図る。
- イ 図書・資料室の機能充実及び利用促進を図る。

### 2 ロビー等の運営

#### (1) ロビー、ギャラリー等の運営

- ア 川崎ジュニア文化賞(11月、小学5・6年生を対象とした作文と絵画の入賞作品展示。)
- イ かわさき国際交流民間団体協議会による花、活動の展示(年4回×4か所)
- ウ 多文化ショーステージ(談話ロビー等を活用して留学生や国際交流民間団体、市民が気軽に発表できる機会を提供する。)
- エ 市民館や近隣の市立高等学校と連携した展示・情報ロビーの活用、ギャラリーを使ったミニ展覧会の開催。
- オ インターネット環境の提供(情報ロビー、談話ロビー、レセプションルーム等)

### 3 ホームページの管理・運営

#### (1) ホームページの管理・運営

外国人市民の利用に配慮した多言語(ブログ)による情報提供やFacebook、スマートフォン対応を拡充する。

### 4 川崎市の魅力発信ページの管理・運営

#### (1) 魅力発信ページの管理・運営

川崎の魅力発信ページの作成、管理運営

## II 広報出版事業

### 1 広報出版事業

#### (1) 国際交流センターだより等の発行

- 国際交流センターの事業等を広く市民に広報するため、「センターだより」(10回/年)及びかわさき国際交流センターニュース「SIGNAL」(4回/年)を発行する。
- 「図書・資料室だより」の発行(10回/年)
- FMかわさきによる情報発信(『世界の国からこんにちは』等)

## III 研修事業

### 1 日本語講座事業

#### (1) 日本語講座

日本語の学習を希望する外国人市民等を対象に、日本語講座を開催する。

- ア 講座： 午前コース(9:50~11:50) 年間3期 週2回(火曜日、金曜日)
- 夜間コース(18:30~20:30) 年間3期 週1回(水曜日)

- イ 講師： 協会登録の日本語講座ボランティア
- ウ 受講料： 有料
- エ 保育： 午前コースでは、保育を行う。

#### (2) 特別講座

日本語講座受講生を対象に、日本文化や川崎市への理解を深めるため、市内施設訪問や文化体験、防災訓練等を行う。

#### (3) 研修

ア 日本語講座ボランティア登録事前研修

- (ア) 回数： 10回(11月~3月)
- (イ) 講師： 外部講師
- (ウ) 対象： 日本語講座ボランティア講師希望で必要な資格を有している者 8名程度
- (エ) 受講料： 有料

イ 日本語講座ボランティア研修会(ブラッシュアップ)

- (ア) 回数： 1回
- (イ) 講師： 外部講師
- (ウ) 対象： 日本語講座等で活動しているボランティア
- (エ) 受講料： 無料

## 2 国際理解講座事業

### (1)国際文化理解講座、グローバルセミナー

市民の国際理解を深めるため、世界の音楽・文化やグローバルな課題について講座を開催する。

ア 回数：国際文化理解講座3回、グローバルセミナー2回

イ 講師：外部講師

ウ 対象：一般市民 30名程度

エ 受講料：有料

### (2)外国語による国際理解講座

諸外国の事情や国際的なテーマについて市民の理解を深めるため、英語及び中国語等による国際理解講座を開催する。

ア 回数：英語6回 中国語等3回

イ 講師：外部講師

ウ 対象：中級レベル以上の語学力を有する市民 英語・中国語各30名

エ 受講料：有料

## 3 ボランティア養成事業

### (1)観光ボランティア通訳セミナー

2020東京オリンピック・パラリンピックを考慮し、観光ボランティアとして案内・通訳ができるように養成する。

ア 回数：5回

イ 講師：外部講師

ウ 対象：一般市民 30名

エ 受講料：有料

### (2)災害時通訳ボランティア整備セミナー

災害時に通訳ボランティアとして多言語支援センターへ協力できる人材を養成する。

(今年度は実施しない)

### (3)プロボノによる多文化共生社会推進事業

プロボノの支援により、外国につながる子どもの学習支援・若者の自立支援事業を推進し、ボランティア養成研修を実施する。

## IV 国際交流促進事業

### 1 国際交流事業

#### (1)日本語スピーチコンテスト

外国人市民による日本語スピーチコンテスト及び交流会を開催し、市民と外国人との相互理解を深める。

ア 時期：平成31年2月

イ 会場：国際交流センター ホール及びレセプションルーム

ウ 対象：市内の大学・専門学校の留学生、市内企業の従事者、市民館・国際交流協会等で日本語を学んでいる来日5年以内の外国人

#### (2)多文化映画会

ア 時期：平成31年3月

イ 内容：国際的な文化理解、多文化共生の推進に資する映画会を実施する。

ウ 対象：一般市民等

エ 受講料：有料

#### (3)魅惑の音楽紀行

ア 回数：1回

イ 内容：世界の音楽を紹介し国際理解の増進を図る。

ウ 対象：一般市民等

エ 受講料：有料



## 2 留学生等の川崎にゆかりのある人材の活用

### (1)外国人留学生交流事業

川崎市外国人留学生修学奨励金の受給学生や市内の大学等の留学生と日本文化の体験交流をする。

### 3 外国人のための「生活にほんごサロン」

曜日や時間が合わないために既存の日本語講座に参加できない外国人のために自由度の高い学習の場を提供する。

### 4 日本語を母語としない生徒のための高校進学ガイダンス(進学相談会)の開催

外国につながる子どもたちのために県立高校受験のための説明会を県教育委員会等と共に開催する。

### 5 ともに学ぶ日本語支援事業(文化庁事業)(自主事業)

外国人市民や外国につながる子どもたちに日本語で書いて自己表現する機会を提供する。

## V 外国人相談事業

### 1 外国人相談事業

#### (1)外国人窓口相談事業

市内等の外国人から日常生活等に関する相談を受け、助言を行うとともに、必要に応じて関係機関等との連携に基づく実効性のある相談事業を推進する。

##### ア センター相談事業

(ア) 相談時間 10:00~12:00、13:00~16:00

(イ) 相談言語

英語 月、火、水、木、金、土

中国語 火、水、金

韓国・朝鮮語 火、木

スペイン語 火、水

ポルトガル語 火、金

タガログ語 火、水

#### (2)相談支援

実効性のある相談事業とするため、専門相談会の実施や、相談員の研修を実施する。

##### ア 専門相談会

(ア) 実施時期：原則毎月第3日曜日 14:00~16:00 センター

(イ) 対象：外国人市民 無料

(ウ) 相談内容：ビザ・在留資格、国際結婚・離婚、子どもの国籍・雇用問題等

(エ) 主催：渉外行政書士協会

##### イ 相談員研修

相談員の資質向上及び業務関係情報等取得のための研修会の実施や、関係機関・団体が主催する研修会等への参加

##### ウ 区役所と連携しフェイス・タイムを使用した相談の実施

## VI その他の事業

### 1 東京オリンピック・パラリンピック関連事業

#### (1)プレーメン通り連携イベント、神奈川県・藤沢市との連携

プレーメン通り商店街との連携イベント、神奈川県・藤沢市との連携キャンペーン

#### (2)観光ボランティア通訳セミナー(再掲)

### 2 国際交流センター設置目的に沿った事業

#### (1)ナイター寄席(自主事業)

外国語による落語や箏曲の演奏などを企画し、茶室の夜間利用を促進する。

#### (2)地域資源を活用した外国籍の子ども支援(自主事業)

地域の学習支援グループと協力して、外国籍の子どもの学習の場を提供する。

#### (3)川崎市国際交流友の会設立

外国人市民のサロン・居場所として外国人の集いの場を設ける。

#### (4)ユニセフとの連携事業への協力

神奈川県ユニセフ協会と連携した事業・募金活動に協力する。

#### (5)木月庵の利用拡大

木月庵を茶道具販売店などにも紹介し利用拡大を図る。

#### (6)2階オープンスペースの活用

近隣の学校などにスペースを開放し、国際交流活動の周知を図る。

## Ⅶ 施設運営及び維持管理業務

### 1 国際交流センターの管理運営(JV)

#### (1) 統括業務

施設運営及び維持管理業務を円滑に行うため、各業務間の調整及び統括を行う。

#### (2) 受付・案内業務

来館及び電話等による施設利用案内並びに受付業務を適切に行うとともに、施設の快適な利用が図られるようサービスに努める。

#### (3) 施設利用促進業務

- ア ホームページにおける施設紹介や施設見学会の開催等を通じて、広報PRに努め、利用促進を図る
- イ 国際交流センターホテルとの事業連携など、センターを活用した各種事業やイベント等の開催誘致を通じ、施設の利用促進を図る。
- ウ 川崎市国際交流センター活用推進検討委員会を開催し、施設の利用促進等について協議する。

#### (4) 図書・資料室管理業務

- ア 図書の閲覧業務のほか、国際交流に関わる様々な情報を収集し、市民への情報提供を行う。
- イ 幅広い利用者に対応したサービスの提供を図る。

#### (5) 施設・設備管理業務

- ア 国際交流センターの施設設備を総合的に管理し、利用者に安全で快適な施設環境を提供する。
- イ 中央監視装置システム及び巡回点検により、諸設備の安全な運転・操作に努めるとともに、異常や異常の予告を迅速に把握し、適切な措置を講ずる。
- ウ 施設の経年劣化に対応するため、計画的、効果的かつ効率的な補修を実施する。

#### (6) 警備業務

日中は巡回警備を行うほか、夜間は機械警備に加え、警備員による巡回を行なう。また、録画機能を備えた監視カメラ導入により防犯、防火、防災に努める。

#### (7) 舞台及びAV機器等の管理業務

- ア ホール及びレセプションルーム等の利用を通じて、市民の国際的な文化活動が推進されるよう適切な維持管理を行う。
- イ 施設の利用にあたり、利用者との打合せを行い、機器の使用や操作等について説明するとともに、利用者のニーズ等を把握し、快適なサービスの提供に努める。

#### (8) 駐車場管理業務

駐車場内での車両の適切な配置整理を行うとともに、歩行者及び自転車利用者等の安全を図り、事故防止に努める。また、外路への渋滞回避など快適な利用に努める。

#### (9) 年間定期保守点検業務

施設機能の低下を防止し、予防保全及び機械・装置の耐久年数を伸ばすとともに、全体の機能が円滑に運用維持されるよう、各設備の定期点検及び法定点検を実施する。

#### (10) 環境衛生管理業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル管法）に基づく環境衛生管理基準に従い、室内環境の維持、飲料水の水質管理及び館内消毒を行い、快適な利用空間を提供する。

#### (11) 清掃業務

- ア 施設内外を常に清潔で衛生的な状態に保ち、その保全と美観の維持に努める。
- イ 各施設ごとの材質及び用途に最も適した方法で清掃を行うとともに、利用者の利便性を考慮し、適切な時間帯に実施する。

#### (12) 植栽管理業務

- ア 施設周辺の敷地内街路樹等の定期的な剪定を行う。
- イ イベント広場など庭園の雑草を定期的に駆除し、利用者の憩いの場としての環境維持に努める。
- ウ 茶室及び周辺的环境整備に努めるとともに、茶室庭園の維持管理を行う。

#### (13) 修繕、その他、施設の維持管理に必要な業務

### 2 施設整備

#### センター施設の整備

川崎市との協議により、市の予算の範囲内において所要のセンター施設整備を行う。